

八王子市が設置又は管理する防犯カメラの運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市（市長部局に限る。以下「市」という。）が設置又は管理する防犯カメラについて必要な事項を定めることにより、防犯カメラについての適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市が管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するもの（以下「管理委託施設」という。）を含む。）及び工作物をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として不特定の者が出入りする場所を撮影するため、施設等において市が設置又は管理する常設の映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの（公共施設の適正な管理を主目的とし、犯罪の予防を従たる目的としているものを含む。）をいう。

(職員の責務)

第3条 職務上、防犯カメラにより情報を知り得る職員（管理委託施設の職員を含む。以下「職員」という。）は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用に努めなければならない。

- 2 職員は、防犯カメラにより知り得た情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(管理責任者の設置)

第4条 防犯カメラを設置する施設等には、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

(管理責任者等の責務)

第5条 管理責任者は、この要綱に基づき防犯カメラの適正な運用を図らなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの運用に関する業務を委託する場合には、この要綱に基づく責務を当該受託者に遵守させなければならない。

(防犯カメラの設置に関する表示)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの撮影対象区域の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(保管方法等)

第7条 管理責任者は、記録媒体に記録した映像データを保管する場合には、当該記録媒体を施錠のできる保管庫に保管する等、紛失、盗難、散逸等の防止を図らなければならない。

2 管理責任者は、次条に定める記録をした映像データの保管期間が経過した後は、速やかに当該データを消去するものとする。

(保管期間)

第8条 記録した映像データの保管期間は、次に掲げる場合を除き、原則として1週間とする。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的による保管期間延長の要請を受けた場合
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めた場合

(映像データ及び情報提供の制限)

第9条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、記録した映像データ及び映像データに関する情報を他に提供してはならない。

- (1) 法令等に基づく場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的で公文書による照会を受けた場合

(開示請求等の手続)

第10条 本人から記録した映像データの開示及び利用停止の請求があった場合の手続は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び八王子市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年八王子市条例第44号）の定めるところによる。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。